

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 9 月 2 日付けの保護申請却下通知書により行った一時扶助申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

担当職員を変えてほしい旨を伝えているが、説明、責任者の謝罪もないまま、本件申請も却下された。福祉事務所側の決定は、全てが法的に見ても不備であり不当であるので、本件処分は無効である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 1 月 1 1 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 1 日	審議（第 9 6 回第 4 部会）
令和 7 年 2 月 2 0 日	審議（第 9 7 回第 4 部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 生業扶助

法11条1項は、7号に生業扶助を掲げ、法17条は、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生業に必要な資金、器具又は資料（1号）、生業に必要な技能の修得（2号）及び就労のために必要なもの（3号）の範囲内において行われる、ただし、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限るとしている。

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第7は、技能修得費（高等学校等修学費を除く。以下同じ。）は、技能修得の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する、ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき技能修得費（84,000円。以下「基準額」という。）の範囲内の額を2年を限度として算定するとしている。

(3) 技能修得費

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・8・(2)・アは、技能修得費は、生計の維持に役立つ生

業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額（同・(ア)）等の範囲において必要な額を認定することとしている。

ただし、同・(エ)は、同・(ア)に定めるところにかかわらず、「実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能やコミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して、差し支えないこと」としている。

なお、技能修得費の支給に当たっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこととしている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問80・答は、局長通知第7・8・(2)・ア・(エ)における「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費の対象について、「技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給対象として差しつかえない。費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期間を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。」としている。

(4) 局長通知及び課長通知の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項

及び3項の規定による法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

本件申請は、本件オンライン講座の受講料に係る技能修得費の支給を申請したものと認められるところ、法及び保護基準等によれば、技能修得費は、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能・能力等を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、保護基準の基準額の範囲内における必要最小限度の額を、原則1年を限度として計上することができるとされており、当該支給は、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限るとされている（上記1・(2)及び(3)）。

しかし、本件申請書には、本件オンライン講座を受講することにより、請求人が生計の維持に役立つ生業に就くためにどのような技能・能力等を修得し、どのように収入を増加させ、又は自立を助長させていくか等の計画の記載がなかったため、処分庁は、請求人が技能修得費を必要とする実態を把握できなかったことが認められる。このため、処分庁は、請求人に対し、本件オンライン講座の受講の目的・理由、当該受講で得た技能・知識の活用等の自立に向けた計画について尋ねる本件申請に係る各調査を行ったが、当該調査後も請求人から何ら連絡がなく、確認ができなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件申請について、請求人の生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能・能力等を修得する経費を必要とする実態が確認できないため、請求人の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みがあるものとはいえないとして却下したこと（本件処分）に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり担当職員への不満を主張するが、本件審査請求においては、本件処分の違法性又は不当性を検討すべきものであるところ、請求人の当該主張は本件処分とは関わりのない事情である。

したがって、請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美